

## 大阪市のみどりの現状

---

## ①緑被率 ※令和4年度に調査予定

## ②緑地保全

- ・風致地区・生産緑地の指定状況 P 3
- ・保存樹・保存樹林及び、緑が構成要素の記念物の指定状況 P 4
- ・特別緑地保全地区の指定状況 P 5

## ③都市緑化

- ・一定規模以上の建築物の建設にかかる緑化協議 P 6
- ・地区計画におけるオープンスペース等の整備状況 P 7

## ④都市公園・緑地の整備状況 P 8

## ⑤公園樹・街路樹の整備状況 P 9

## ⑥みどりの市民活動

- ・公園愛護会の結成状況 P 1 0
- ・種から育てる地域の花づくり事業の実施状況 P 1 1

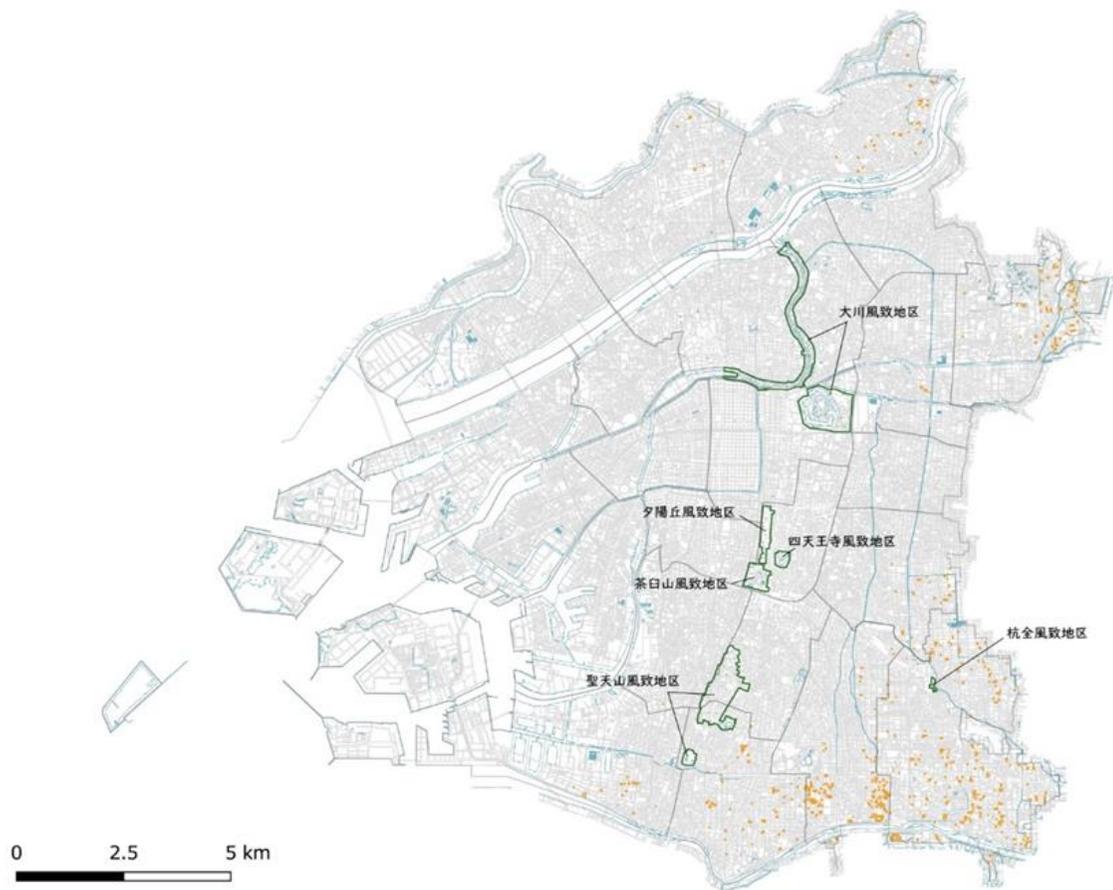
## 2. 緑地保全 — 風致地区・生産緑地の指定状況

### 風致地区とは

都市における樹林地、水面、広陵、その他の自然景観を主体とした区域や、自然風致と調和した住宅地等の市街地、歴史的建造物遺跡等のある区域を風致地区として指定しています。生活環境にうるおいを与え、都市全体に風格を与えようとするものです。

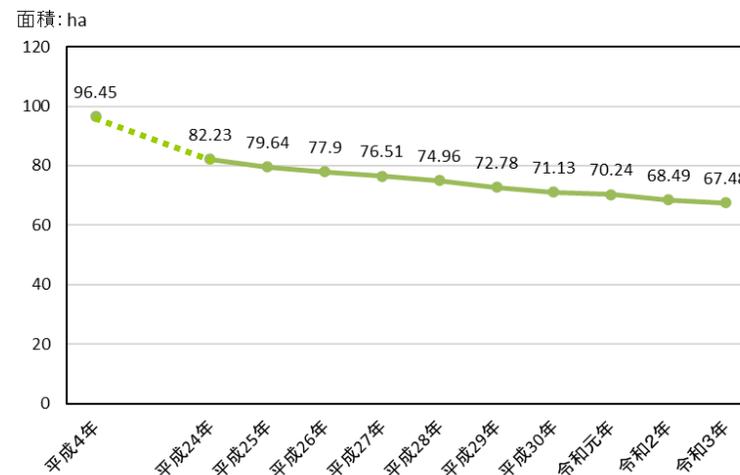
### 生産緑地地区とは

市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的に、都市計画の「地域地区」のひとつとして定められた区域です。



【風致地区指定状況】

●大川風致地区	約 177.7 ha
●夕陽丘風致地区	約 27.4 ha
●四天王寺風致地区	約 10.1 ha
●茶臼山風致地区	約 38.4 ha
●聖天山風致地区	約 110.2 ha
●杭全風致地区	約 2.9 ha
合計	約 366.7ha



【風致地区および生産緑地地区の指定状況（令和2年現在）】

【生産緑地地区指定面積の推移】

## 2. 緑地保全 — 保存樹・保存樹林および緑が構成要素の記念物の指定状況

### 保存樹・保存樹林とは

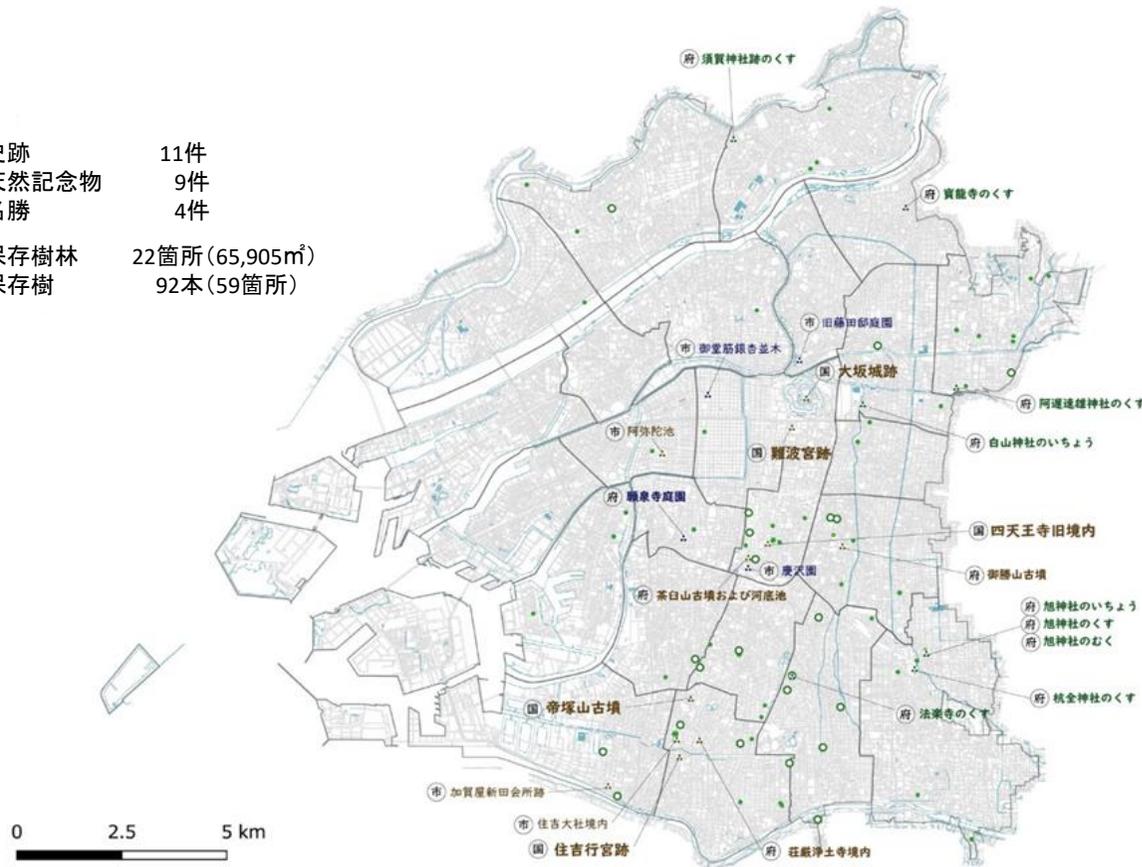
「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」及び「同施行令」により大阪市が指定した樹木のこと、樹種や樹齢は問わず、幹回り1.5メートル以上、／高さ15メートル以上等を指定基準とする老樹・巨木です。

また、保存樹林とは同様の指定により、群生している枝葉の面積が500平方メートル以上等を指定基準とするものです。

### 緑が構成要素の記念物とは

史跡・名勝・天然記念物のうち、墓碑や標本、非公開のものなどを除き、緑が構成要素となっているものです。

⋯	史跡	11件
⋯	天然記念物	9件
⋯	名勝	4件
○	保存樹林	22箇所(65,905㎡)
●	保存樹	92本(59箇所)



【記念物・保存樹・保存樹林の指定状況（令和3年8月現在）】

## 2. 緑地保全 — 特別緑地保全地区の指定状況

### 特別緑地保全地区とは

遺跡等の文化的意義、風致、景観の面において、良好な自然的環境を形成している緑地を保全するため定める地区であり、地区内における建築物の新築等の行為を制限し、緑地の保全を図るものです。

大阪市では、平成5年に加賀屋特別緑地保全地区、約0.5haを指定しています。

### 加賀屋新田会所跡・加賀屋緑地



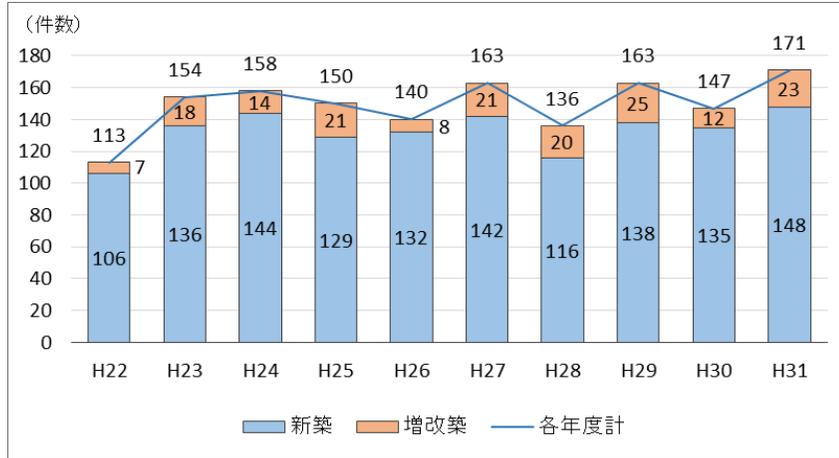
江戸時代中期にこの周辺地域を干拓していた加賀屋甚兵衛によって建てられた会所で、約0.5haの敷地内には「鳳鳴亭」と称する数寄屋風の建物と、小堀遠州流の築山林泉式庭園が現存しています。この庭園を中心に、クロマツやアラカシ、ウバメガシなどが植栽され、良好な自然環境を形成しています。この敷地は、建築行為、宅地造成、木竹の伐採などの行為が制限される特別緑地保全地区に指定されています。



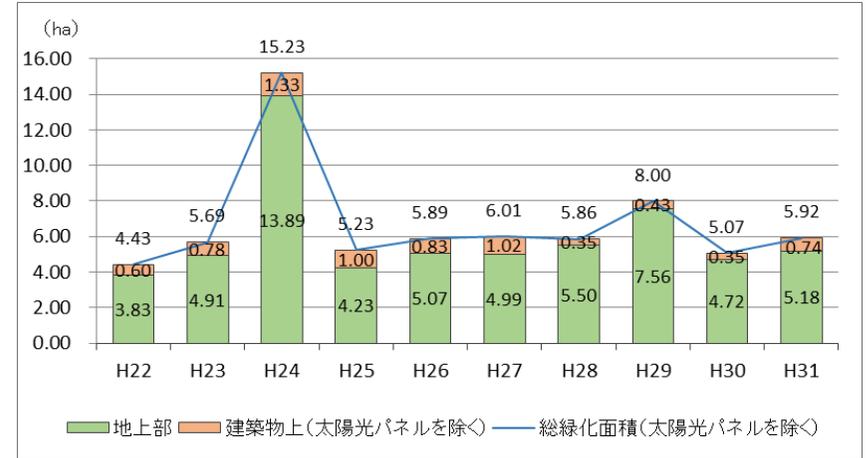
### 3. 都市緑化の現状 — 一定規模以上の建築物の建設にかかる緑化協議

「大阪市みどりのまちづくり条例」や「建築物に付属する緑化等に関する指導要綱」（大阪市）、「大阪府自然環境保全条例」に基づいて、市内で行われる一定規模以上の建築物の建設行為（新築・増築・改築）に対し、公園・緑地または広場の設置に関する協議や行政指導等を行っています。

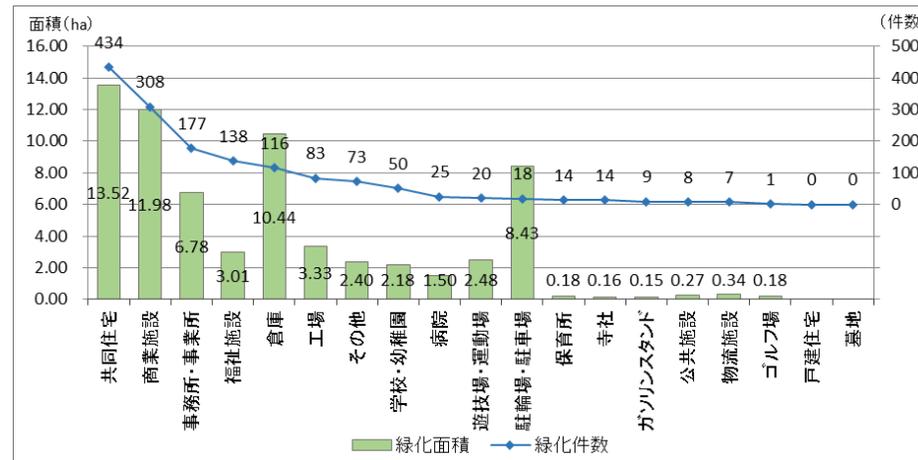
#### 「大阪府自然環境保全条例」に基づく緑化協議件数からみる市内建築物の緑化状況



【年度別緑化完了件数】



【年度別緑化面積（単位：ha）】



【平成22（2010）年度から令和元（2019）年度までの10年間建築種別別緑化件数および面積（単位：ha）】

### 3. 都市緑化 — 地区計画におけるオープンスペース等の整備状況

#### 地区計画とは

地区ごとのきめ細かなまちづくりをおこない、良好な市街地環境を創出するため、ベースの用途地域等による一般的な制限に加えて、道路・公園などの施設の配置や建築物の用途や形態に関する制限などを詳しく定めるもの。

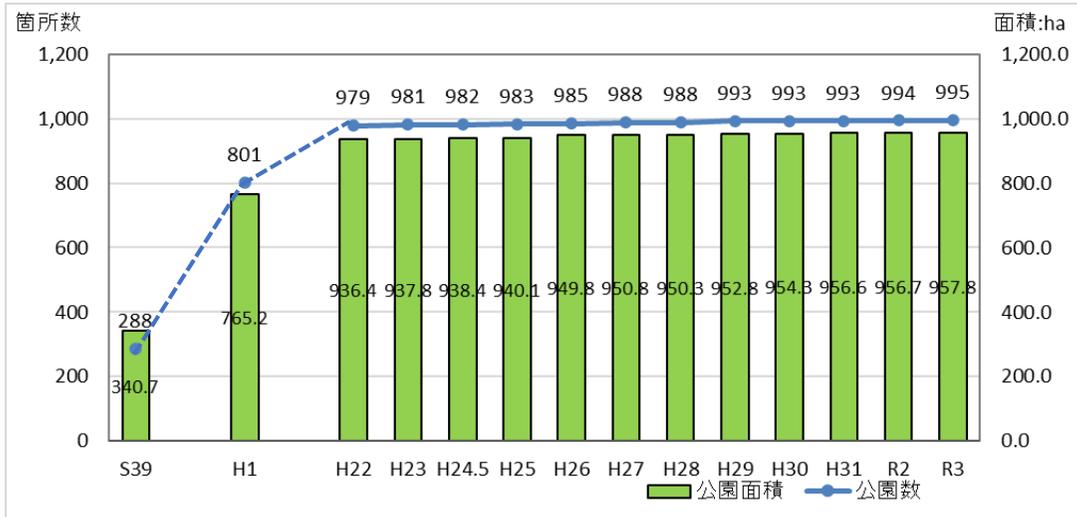
【地区計画により整備された緑地（主なもの）】

★は再開発等促進区を定めるもの

当初決定年月	地区計画名	位置	全体面積	オープンスペース等の規模（整備予定含む）	
H1.12	★天満橋一丁目地区	北区天満橋一丁目地内	約 7.1 ha	・親水公園（約2,600㎡） ・東天満公園の拡大（約1,800㎡）	
H2.3	★西梅田地区	北区梅田一丁目、梅田二丁目及び梅田三丁目地内	約 10.2 ha	・公園（約6,400㎡）	
H4.1	★湊町地区	浪速区湊町一丁目及び湊町二丁目地内	約 14.3 ha	・中央広場（約5,800㎡）	
H4	南市岡三丁目地区	港区南市岡三丁目地内	約 2.4 ha	・広場（約600㎡）	
H6.7	★福島五丁目地区	福島区福島五丁目地内	約 1.0 ha	・多目的広場1号（約380㎡） ・多目的広場3号（約120㎡）	・多目的広場2号（約200㎡） ・多目的広場4号（約270㎡）
H6	岩崎橋地区	西区九条南一丁目、千代崎三丁目及び境川一丁目地内	約 27.1 ha	・多目的広場（約1,700㎡）	
H7.3	★此花西部臨海地区	此花区北港一丁目、桜島一丁目、桜島二丁目、島屋二丁目から島屋六丁目及び春日南三丁目地内	約 156.2 ha	・多目的広場2号（約200㎡） ・多目的広場4号（約100㎡）	・多目的広場3号（約100㎡） ・緑地1号（約3,000㎡）
H8	大阪鉄道管理局舎跡地地区	北区大深町地内	約 2.2 ha	・立体北東広場（約340㎡）	
H9	舞洲地区	此花区北港白津一丁目、北港白津二丁目、北港緑地一丁目及び北港緑地二丁目地内	約 141.3 ha	・中央広場（約5,000㎡）	・緑地（約62,000㎡）
H11.2	★中之島三丁目中央地区	北区中之島三丁目地内	約 1.4 ha	・多目的広場（約500㎡）	
H17	島屋四丁目地区	此花区島屋四丁目地内	約 3.9 ha	・緑地（約1,000㎡）	
H17	大阪駅北地区	北区大深町地内	約 6.8 ha	・多目的空地1号（約800㎡）	・多目的広場（約1,500㎡）
H18.12	★神崎川駅前地区	淀川区三津屋北一丁目及び新高六丁目地内	約 2.8 ha	・多目的広場1号（約1,000㎡）	・多目的広場2号（約400㎡）
H18	大淀南二丁目地区	北区大淀南二丁目地内	約 2.6 ha	・多目的広場（約2,500㎡）	
H20	大阪駅西地区	北区梅田三丁目地内	約 1.4 ha	・多目的広場1号（約1,000㎡）	・多目的広場2号（約400㎡）
H21.6	★新町一丁目地区	西区新町一丁目地内	約 1.0 ha	・多目的広場（約750㎡）	
H23.8	★茶屋町地区	北区茶屋町地内	約 2.2 ha	・多目的広場1号（約100㎡） ・多目的広場3号（約200㎡） ・多目的広場5号（約400㎡）	・多目的広場2号（約100㎡） ・多目的広場4号（約100㎡） ・多目的広場6号（約100㎡）
H24	福駅前地区	西淀川区福町三丁目地内	約 4.0 ha	・多目的広場1号（約1,000㎡） ・多目的広場3号（約200㎡）	・多目的広場2号（約300㎡）
H29.1	うめきた2期地区	北区大深町及び梅田三丁目地内	約 17.1 ha	・多目的広場1号（約3,000㎡） ・立体広場（約300㎡）	・多目的広場2号（約400㎡）
R3.1	大手前地区	中央区大手前一丁目地内	約 0.8ha	・多目的広場1号（約100㎡） ・多目的広場3号（約50㎡） ・多目的歩行者空間（約400㎡）	・多目的広場2号（約120㎡） ・多目的広場4号（約50㎡）
R3.9	★森之宮北地区	城東区森之宮一丁目及び二丁目地内	約 12.3ha	・多目的広場1号（約4,400㎡）	・建物内広場1号（約2,000㎡）

# 4. 都市公園の整備状況

## (1) 都市公園の推移



※国営・府営公園を含む。

✿公園数

平成25年4月  
983公園

令和3年4月  
995公園



12公園

✿公園面積

平成25年4月  
940.1ha

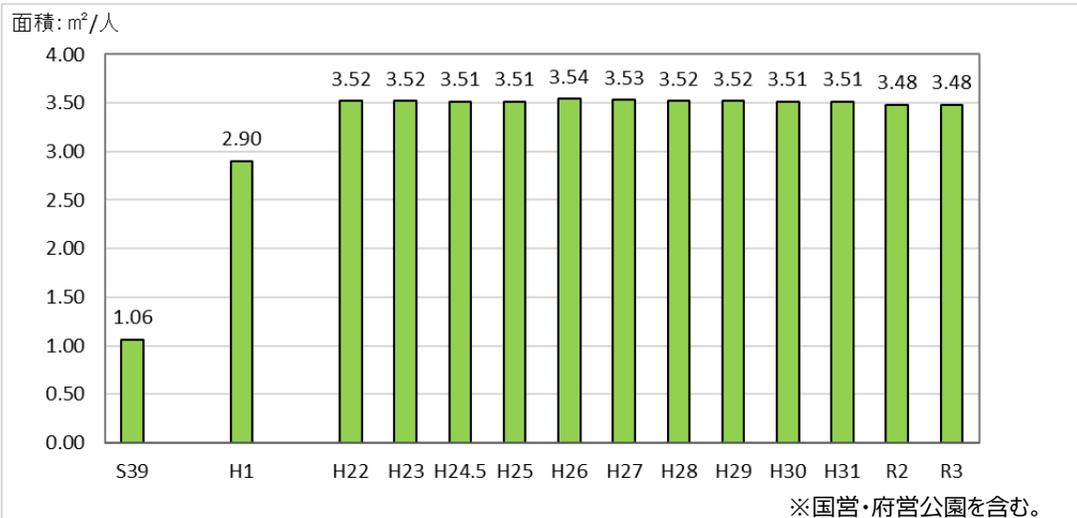
令和3年4月  
957.8ha



5.0ha

【都市公園の箇所数・面積の推移（各年4月現在）】

## (2) 市民1人当たりの公園面積の推移

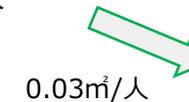


※国営・府営公園を含む。

✿市民1人当たりの公園面積の推移

平成25年4月  
3.51m²/人

令和3年4月  
3.48m²/人



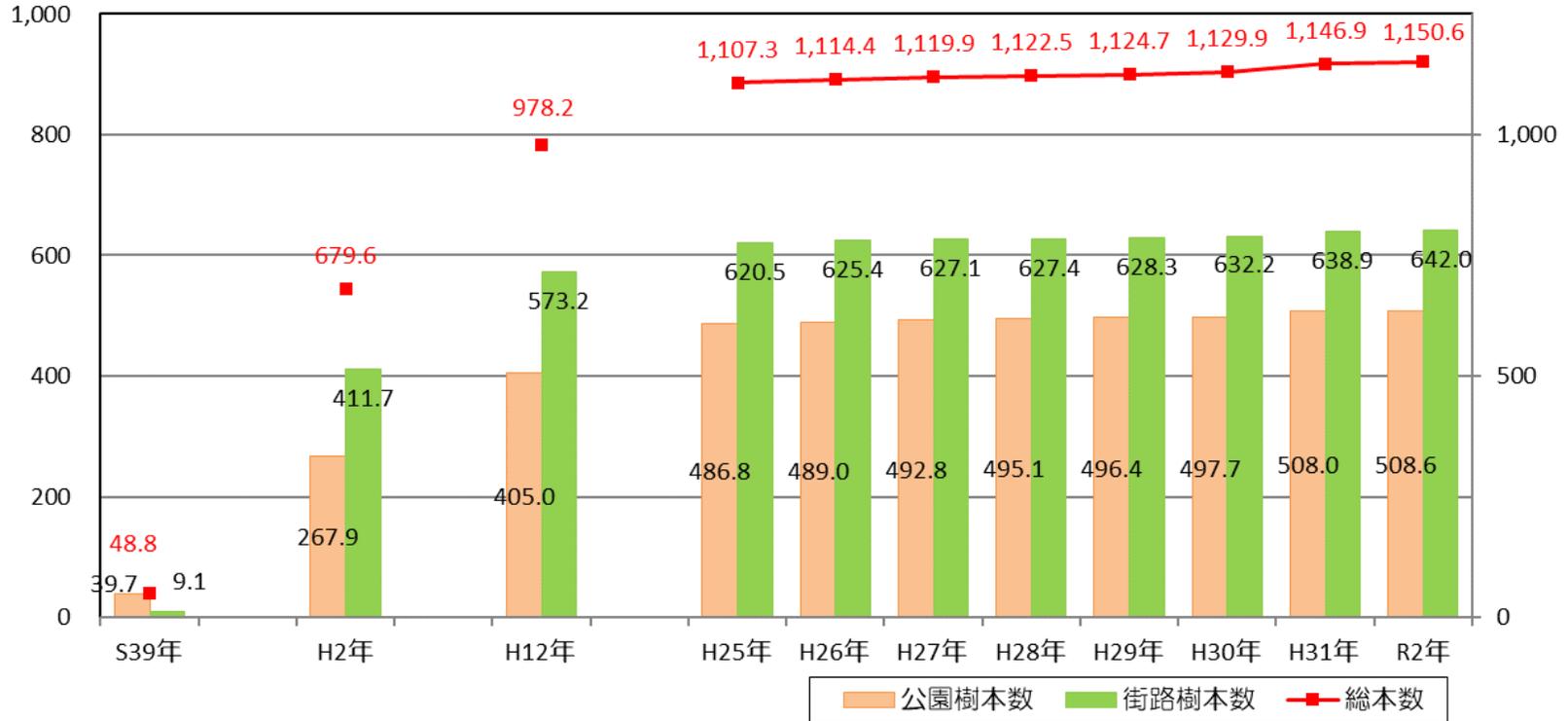
0.03m²/人

【市民1人当たりの公園面積の推移（各年4月現在）】

# 5. 公園樹・街路樹の整備状況

公園樹・街路樹本数  
:万本

総本数:万本



【公園樹・街路樹の整備本数の推移】

✿公園樹本数

✿街路樹本数

平成25年度末  
486.8万本

21.8万本

令和2年度末  
508.6万本

平成25年度末  
620.5万本

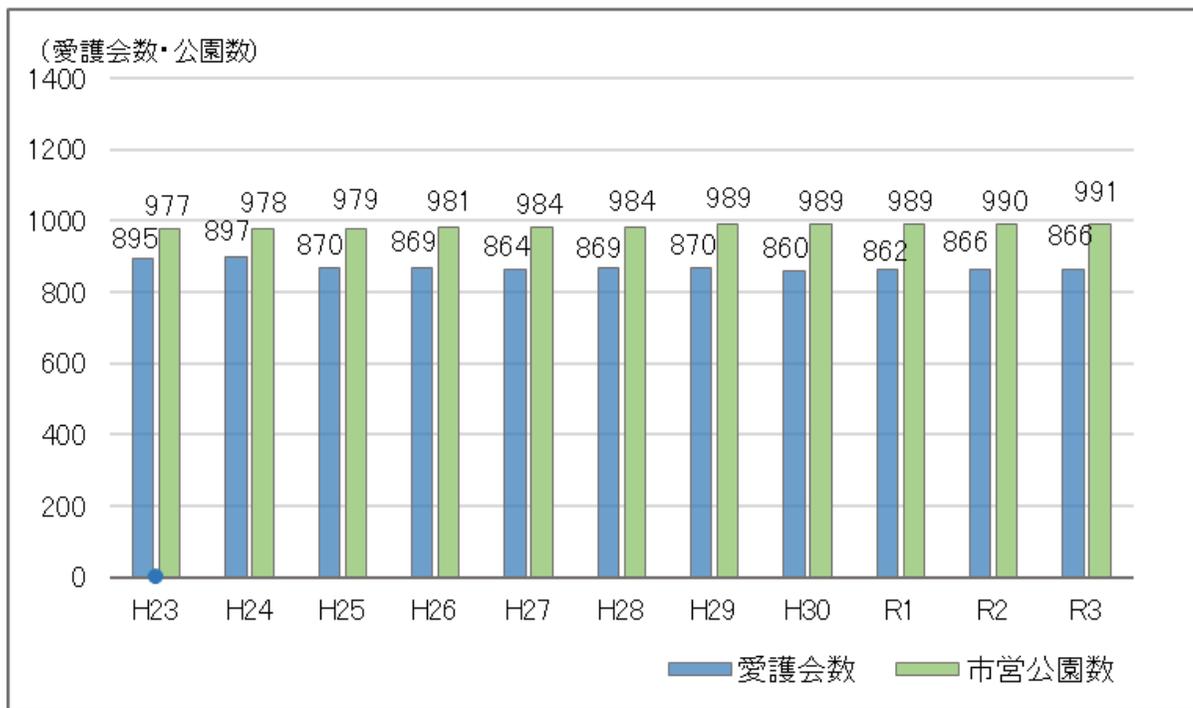
21.5万本

令和2年度末  
642.0万本

## 6. みどりの市民活動 — 公園愛護会の結成状況

### 公園愛護会とは

公園愛護会は公園の近隣住民で組織されたボランティア団体で、本市の公園管理にご協力をいただき主に公園の美化、保全に関する活動や公園愛護精神の普及、啓発に関する活動に携わっていただいています。



【愛護会数、市営公園数の推移】



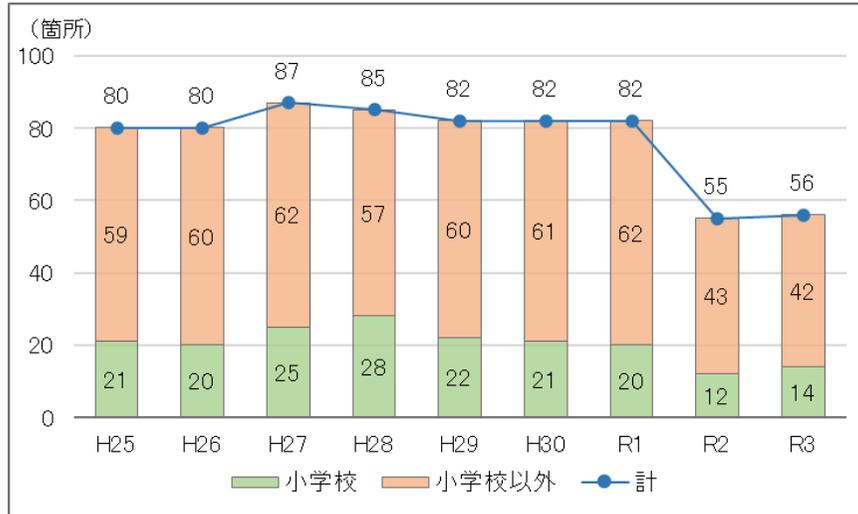
【石田公園（港区）での活動の様子】

# 6. みどりの市民活動 — 種から育てる地域の花づくり事業の実施状況

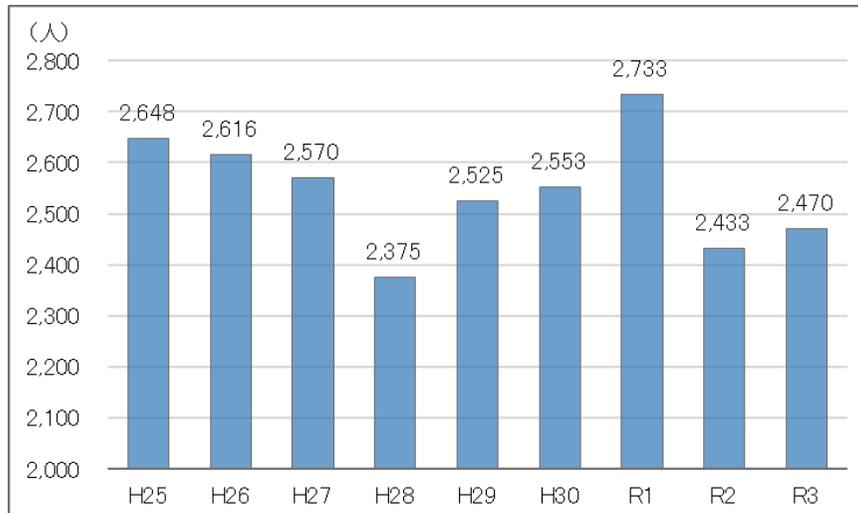
## 種から育てる地域の花づくり事業とは

「種から育てる地域の花づくり」事業は、市民が自分たちの手で種から花を育て、その花をまちなかの公園、道路、区役所、学校、幼稚園、保育所などに植えることで、美しいまちづくりを進めていこうとする事業です。

平成18（2006）年度に開始され、令和3年度末現在、19区で本事業を展開しています。

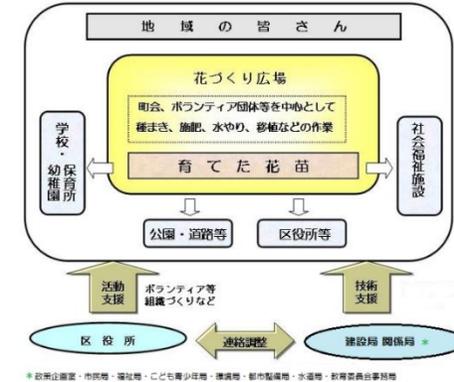


【花づくり広場の設置箇所数の推移】



【ボランティア参加人数の推移】

## 【事業イメージ】



## 【活動の内容】



1 花づくり広場のビニールハウス内で土づく



2 成長した苗を栽培用ポットに植え替え、ビニールハウスや屋外栽培棚にて育苗します。



3 育った花苗を公園や道路、区役所、駅前などに運搬し植付けます。



4 近隣の市民、施設の職員等が協力して、水やりなど花壇の世話をするとともに花壇周辺の清掃活動などを行います。